【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第百六十九条　削除

（改正前）

第百六十九条　前条第一号、第三号及び第四号の場合においては、内閣総理大臣は、その委員長及び委員を罷免しなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

第百六十九条　前条第一号、第三号及び第四号の場合においては、内閣総理大臣は、その委員長及び委員を罷免しなければならない。

（改正前）

第百六十九条　前条第一号、第三号及び第四号の場合においては、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百六十九条　前条第一号、第三号及び第四号の場合においては、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。